

ものでありまして、きわめて足場が悪く、なかなか多数の者がここで消火をするという事は、現実に困難な状況のようでありました。

火災発生直後、保安管理者に電話連絡をした由であります。不在のため連絡がとれておりません。さらに坑内電話による連絡も不成功に終わり、かくして採掘現場、この六片、七片、八片、九片、十片、この辺で採掘をやっていた労働者であります。その労働者に緊急退避の連絡がとれず、坑内に閉じ込められた七十一人は、ついに煙のために窒息あるいは一酸化炭素中毒によって死亡したものであります。

この事故に關して究明すべき点は、第一に火災発生原因であります。直接の原因は、コンプレッサの過熱、それからモーターの過熱、漏電あるいはたばこの火の不始末等によって発火し、油ぎれ、ベルトあるいはスビンドル油等に引火したのではないかと、このことが一応考えられますが、この点は鉱山保安監督部と警察当局が緊密な連絡のもとに原因究明に当たっており、また九大に依頼してコンプレッサ、モーターの分解等も行なっており、すので、これらの取り調べの結果を待たなければ、当調査団で結論を出すことはきわめて困難であります。

次に間接的原因、すなわち発火を火災に拡大せしめた原因については、コンプレッサ室の設備の不備を指摘しなければなりません。すなわちコンプレッサ室は薄鉄板、しっくい等の可燃性物質でおおった防火構造としなければならぬ規則になっておりますけれども、おおわれていた形跡はあります。この辺が全部規則によりまし

て、しっくいその他によっておこなわれてはならないことになっておるのでありますけれども、これは全然おこなわれた形跡はありません。従って明らかに規則に違反していたということができます。燃えておりますのはコンプレッサ室の天井の木材であり、直径三十センチ程度の木材が不完全燃焼して、多量の煙を出したのであります。鉄板でおおってあれば火災化しなかったと思われれます。さらに現行規則に定められている防火構造あるいは耐火構造自体についても問題があるのではないかと考えられます。どの程度の構造をもつてよしとするかは、必ずしも明確でないと思つております。

またコンプレッサ室には立ち入りを禁止し、さく眼を設けて立入禁止の警標を掲げなければならぬことと規則に定められておりますが、この点も守られていなかったものであります。また五十馬力以下のコンプレッサの設置箇所、構造については認可申請の必要がないのでありますが、この点監督法規上疑問を持つております。

第二に火災後の処置についてであります。今回の事故を大事に導いた致命的ともいふべき原因は、火災発見がおくれたことにあります。発見後消火弾を投げ、消火弾は二個投げつておきます。消火弾を投げ、水をかける等の作業を行なった由であります。火災発見後の処置は万一手おくれになったものであります。従って火災発見のための設備、人員配置にも欠けるところがあったといわなければなりません。

さらに火災発見後、コンプレッサ運搬係である津川は、保安管理者に電話連絡したが不在のため、電気係東條に連絡し、東條から保安管理者にも電話連絡したが、すでに電話は不通となつております。また十片から火災現場に上つてきた津島が、坑内電話によつて十片のポンプ座に連絡していましたが、応答がなく、結局退避の連絡は有効に行なわれなかったわけであり、す。

ここで問題となることは災害発生時の連絡系統であります。これは保安規則に定めることになっておりますが、上清炭鉱の場合はこの点徹底していなかったようであり、す。

また非常ベルの設置は規則には定められてはおりませんが、上清炭鉱の場合、非常ベルの設置の必要を精切に感じたのであります。

以上今回の事故の概要並びに問題点を申し上げましたが、私たち調査団に与えられた使命は、今回の事故を通じて、今後鉱山保安のあり方はいかにあるべきかという点を究明することにあると思つておられます。われわれ調査団一行は、次の点について意見の一致を見たのであります。

第一は鉱山保安監督行政の強化であります。現在の監督部の人員、予算はきわめて不十分であり、監督が十分行き届かないと思われ、従いまして人員の増加、機構の充実、予算増加をはかる必要があり、す。

さらに監督官は単独で現場の監督に当たるため、炭鉱、特に中小炭鉱の環境においては徹底した監督を行なうことに非常に支障を来たす場合があるようであり、す。従いまして監督権限の強化をはかる必要があり、す。

加えて監督官の待遇はきわめて悪い実情であり、権限強化とともに監督官待遇改善をはかる必要があり、す。入坑一時間当たりの手当が八円たさうでござい、す。

さらに現行法制下であっても、法規違反に対しては鉱業権取り消し等の罰則適用について、監督官は徹底した態度を持すべきであり、す。保安法規の順守のいかんは尊い人命にかかるところであり、労働者はこの点を切に要望してゐるのでありますから、監督官の一そうの奮起を望んでやみません。

第二は、現行法規の再検討を行なうべきであります。すなわち非常ベルの設置、防毒マスクの携帯を義務づける等、現行監督法規を根本的に再検討して、鉱山保安法による技術的基準を強化改善し、鉱山災害防止の完璧を期すべきであります。

上清炭鉱は、中の上に位する炭鉱であるといふことであり、す。それ以下炭鉱の保安設備状況は、さらに悪いことが想像され、りつ然とするのであります。また監督行政の強化について、監督権限強化はもちろん、通産、労働、警察等、監督行政官庁間の権限のあり方等についても、根本的に再検討し、要すれば、審議会を設置することによつて推進すべきであります。

第三は、石炭炭業合理化事業団による非効率炭鉱の買い上げを促進すべきであります。その際現行の買い上げワタの拡大をはかることはもちろん、買い上げ方法、買い上げ基準をも再検討する必要があると、すなわち買い上げ方法につきましても、現行法では申請によることになっておりますが、強制買い上げ基準については、保安上きわめて危険な炭鉱については、別途基準を設けて強制買い上げを行なうよう

早急に検討を行なうべきであると思ひ、す。

を感じたのではないかと思われます。まことにその旺盛なる責任感に賞賛に値し、こういう優秀な監督官を失ったことはまことに残念であります。心から御冥福を祈る次第であります。

今回の災害発生に責任を一身に受けて死をもって償うというお気持ちであったと思われまふ。私たちが国政に携わる者はもちろん、鉱山保安監督行政に携わる方々も、谷氏の死を決してむだにすることはならないと思っております。谷氏はきわめてまじめで、勤勉であり、まことに優秀な公務員であつたと承っております。なお谷氏の遺族は十人もおられるので、今後の生活も容易ならぬものであらうと察しられます。通産省においては、この点について、十分なる配慮をなされるよう切にお願いいたします。なお、豊州炭鉱について若干御報告しておきたいと思ひます。

豊州炭鉱は昨年九月、同炭鉱の上層にあつた古洞が坑内火災を起こしたことによつて、中元寺川河床に穴をあけ、川の水が古洞を通して、豊州炭鉱の坑道を破り、この出水事故によつて六十七名の死者を出したのであります。その後古洞内の火災を消火するため、約七百万円をもつて、表土の取り開け作業を行なつてきたものであります。しかしながら、この作業によつて、古洞の火災はかえつてひどくなつており、付近住民は恐怖の毎日を送つてゐるのであります。一方坑道内に埋没されたままになつてゐる遺体の救出作業は遅々として進まず、二千メートルの地下に達することは、不可能であらうという状況判断もなされておりました。現在の表土取り開け作業続行に

ついては、何年続行しても消火不可能とする意見、今後の経費について地元

の田川市は負担能力は皆無であるとの陳情、地元住民は効果的早急な消火作業の実施を迫る声、さらに下流の農民は乙女井堰の復旧によつて農業用水の確保をはかるべきであり、そのためには現在の消火方法を変えるべきだという声等々、各種の意見が交錯してあります。消火方法を変えるか、遺体救出をやめるか、現地の会社側、組合、遺族、付近の住民は、いずれかの決断を迫られた状態に追込まれておられます。組合も、借入金によつて生活している状況であります。

以上の状況でありますので、政府においては、本問題の円満な解決のため、早急に適切な行政指導並びに予算措置等を講ずるよう要望しておきます。

以上をもつて私の報告を終わりたいと思ひます。

○中川委員長 以上で報告は終わりました。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○小林(ち)委員 私は、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に關係してお伺ひしたいと思ひます。

提案理由の御説明によりますと、今度の改正の目的は、中小企業金融公庫の業務量の増大に対処するためということであり、確かに中小企業向け貸し出しは今後増大の趨勢にあり、また、わが国経済の成長に即応する意味で当然であります。そこで、このような改正案を準備されます以上、実際の窓口の事務を強化するため店舗の増設とか職員の増員なども当然考慮されていると信じます。新年度には店舗をどれだけどこへふやすか、また、職員を何名増員されますか。特に職員は養成に時間がかかる関係上その増員が急がれると思ひますので、その予算措置とあわせて方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 今回提案いたしました御審議願つております中小企業金融公庫法の改正は、法律に現われなした点では役員二名の増員ということになっております。しかし、ただいまお話の通り、実際貸付の事務に当たります支店あるいは出張所の設備とか、そこに対する人員の充員ということが実際の仕事を進める上では、ことに大切なこととございまして、今回の予算におきましては、そういうことにつ

きましては、御審議願つております中小企業金融公庫法の改正は、法律に現われなした点では役員二名の増員ということになっております。しかし、ただいまお話の通り、実際貸付の事務に当たります支店あるいは出張所の設備とか、そこに対する人員の充員ということが実際の仕事を進める上では、ことに大切なこととございまして、今回の予算におきましては、そういうことにつ

きましては、御審議願つております中小企業金融公庫法の改正は、法律に現われなした点では役員二名の増員ということになっております。しかし、ただいまお話の通り、実際貸付の事務に当たります支店あるいは出張所の設備とか、そこに対する人員の充員ということが実際の仕事を進める上では、ことに大切なこととございまして、今回の予算におきましては、そういうことにつ

きましては、御審議願つております中小企業金融公庫法の改正は、法律に現われなした点では役員二名の増員ということになっております。しかし、ただいまお話の通り、実際貸付の事務に当たります支店あるいは出張所の設備とか、そこに対する人員の充員ということが実際の仕事を進める上では、ことに大切なこととございまして、今回の予算におきましては、そういうことにつ

おります。また、職員につきましましては、現在八百三十七名おりますが、今回百四十六人増員いたしましたので、窓口業務の充実に資したいと考えております。なお、確かに専門の仕事であり、その業務の教育という点に相当する時間が必要といたします。それで毎年少しづつ仕事の分量に應じまして増員して、すでに昨年あたりの増員いたしました職員は、すぐもうことしあたり、実際に一人立ちになって働けるというようにいたしてあります。少しづつ教育の期間を見込みまして毎年増員しておる、こういう状況でございます。

○小林(ち)委員 次に、改正案によりまして、理事を、現在の四名以内から六名以内に二人増加することとありますが、これは、まあ二人くらの増加がよからうという意味か、それともどうしても二人は必要なのか、なぜ二人と限定されたかについて、その根拠をお聞きしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 理事は現在四人でございます。総裁、副総裁を除きまして理事四人でございますが、これを今回二人増員したいということとあります。二人増員いたします理由といたしましては、理事の現在の分担が、部の数、仕事の分け方等によりまして、一部の理事のところに非常に仕事が多くなつておるという関係もあり、理事の分を、仕事別に分けまして、代理貸付部、中小公庫では、相当代理貸付の分量が多いわけでございますが、代理貸付部と、代理貸付の契約を結んでいるいろいろな皆さんの銀行がござ

います。また、職員につきましましては、現在八百三十七名おりますが、今回百四十六人増員いたしましたので、窓口業務の充実に資したいと考えております。なお、確かに専門の仕事であり、その業務の教育という点に相当する時間が必要といたします。それで毎年少しづつ仕事の分量に應じまして増員して、すでに昨年あたりの増員いたしました職員は、すぐもうことしあたり、実際に一人立ちになって働けるというようにいたしてあります。少しづつ教育の期間を見込みまして毎年増員しておる、こういう状況でございます。

○小林(ち)委員 次に、改正案によりまして、理事を、現在の四名以内から六名以内に二人増加することとありますが、これは、まあ二人くらの増加がよからうという意味か、それともどうしても二人は必要なのか、なぜ二人と限定されたかについて、その根拠をお聞きしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 理事は現在四人でございます。総裁、副総裁を除きまして理事四人でございますが、これを今回二人増員したいということとあります。二人増員いたします理由といたしましては、理事の現在の分担が、部の数、仕事の分け方等によりまして、一部の理事のところに非常に仕事が多くなつておるという関係もあり、理事の分を、仕事別に分けまして、代理貸付部、中小公庫では、相当代理貸付の分量が多いわけでございますが、代理貸付部と、代理貸付の契約を結んでいるいろいろな皆さんの銀行がござ

ざいます。また、職員につきましましては、現在八百三十七名おりますが、今回百四十六人増員いたしましたので、窓口業務の充実に資したいと考えております。なお、確かに専門の仕事であり、その業務の教育という点に相当する時間が必要といたします。それで毎年少しづつ仕事の分量に應じまして増員して、すでに昨年あたりの増員いたしました職員は、すぐもうことしあたり、実際に一人立ちになって働けるというようにいたしてあります。少しづつ教育の期間を見込みまして毎年増員しておる、こういう状況でございます。

○小林(ち)委員 次に、改正案によりまして、理事を、現在の四名以内から六名以内に二人増加することとありますが、これは、まあ二人くらの増加がよからうという意味か、それともどうしても二人は必要なのか、なぜ二人と限定されたかについて、その根拠をお聞きしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 理事は現在四人でございます。総裁、副総裁を除きまして理事四人でございますが、これを今回二人増員したいということとあります。二人増員いたします理由といたしましては、理事の現在の分担が、部の数、仕事の分け方等によりまして、一部の理事のところに非常に仕事が多くなつておるという関係もあり、理事の分を、仕事別に分けまして、代理貸付部、中小公庫では、相当代理貸付の分量が多いわけでございますが、代理貸付部と、代理貸付の契約を結んでいるいろいろな皆さんの銀行がござ

います。また、職員につきましましては、現在八百三十七名おりますが、今回百四十六人増員いたしましたので、窓口業務の充実に資したいと考えております。なお、確かに専門の仕事であり、その業務の教育という点に相当する時間が必要といたします。それで毎年少しづつ仕事の分量に應じまして増員して、すでに昨年あたりの増員いたしました職員は、すぐもうことしあたり、実際に一人立ちになって働けるというようにいたしてあります。少しづつ教育の期間を見込みまして毎年増員しておる、こういう状況でございます。

○小林(ち)委員 次に、改正案によりまして、理事を、現在の四名以内から六名以内に二人増加することとありますが、これは、まあ二人くらの増加がよからうという意味か、それともどうしても二人は必要なのか、なぜ二人と限定されたかについて、その根拠をお聞きしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 理事は現在四人でございます。総裁、副総裁を除きまして理事四人でございますが、これを今回二人増員したいということとあります。二人増員いたします理由といたしましては、理事の現在の分担が、部の数、仕事の分け方等によりまして、一部の理事のところに非常に仕事が多くなつておるという関係もあり、理事の分を、仕事別に分けまして、代理貸付部、中小公庫では、相当代理貸付の分量が多いわけでございますが、代理貸付部と、代理貸付の契約を結んでいるいろいろな皆さんの銀行がござ

す意味でいろいろ機械化等も考えまして努力いたしておるわけでありまして、それにしても公庫の仕事は毎年、資金の分量から申しましても、年々とも非常に増進しておるという現状から、仕事を全般的に比較し、全般的にスムーズにいかにする幹部の仕事もだんだん分量がふえてくるというところであります。今回の理事の増員も、そういう職員の増員を足場とする仕事の全体のボリュームのふえ方というところを考へまして、どうしても最小限度この程度は増員したいという理事の増員とわれわれ考へております。

○中村(重)委員 この理事は普通の一般の金融機関のように、貸付担当役員であるとか、あるいは預金担当役員、そういうような形の業務分掌をやっておりますか。

○小山(雄)政府委員 大体仕事を統括する意味で本店にいろいろな部を置いております。その部の仕事を分担して、総裁を助ける、こういう仕事の分担であります。預金は中小公庫は扱っておりませんから、そういう部はございませんが、貸付の方でも審査をする部があります。その部はだれだれ理事が担当するか、それから代理店をたくさん使っておりまして、代理店と連絡し、これを監督する仕事があります。そういう仕事の部はだれだれ理事が担当する、こういう仕組みであります。

○中村(重)委員 理事の給与はどうなっておりますか。

○小山(雄)政府委員 理事の給与は十二万五千円、これを予算では十五万円分、十二月と手当三月という計算になっております。

○中村(重)委員 一切の業務の実態を把握いたしておりませんか、これを積極的に、二名の増員が不当であるというふうな意見の開陳というものは、私には現在のところできないわけですが、いろいろ質疑をいたします中から考え方を求めて参りたいと考えておるわけでありまして、ともすると役所は一つの機構を作つて、そういう高給取りの幹部をふやしていくということに積極的でありまして、肝心の業務に当たる職員をふやしていくとか、あるいはベース・アップをやるとか、あるいはこれに對しては、非常に渋いというふうな傾向にあることは否定することのできない事実であります。私は現在の公庫にいたしまして、あるいは中金にいたしまして、国民金融公庫にいたしまして、政府の機関というものは、申し込みから貸付決定までに非常に長期間を要しておる、しかもその業務の内容を調べてみますと、融資の際の調査担当の職員というものは非常に多くの口数をかかえておる。そういうことが遅延の理由にもなつておるのではないかと、このように考へておるわけでありまして、そういうことはまたずっと質問を重ねて参ります。

従たる事務所に総裁の権限を委譲するのだということが、この改正の一つの理由になつておるようでありまして、どの程度に総裁の権限の委譲をやるのか、また現在どういふ点が非常に不便であつたのか、そういう点をお尋ねいたします。

○小山(雄)政府委員 従来も代理人の権限に関する規定があつたわけでありまして、これは公庫の業務の一部に關して、一切の裁判上または裁判外行為を

総裁にかわつてやるということになつておつたわけでありまして、これは法律の書き方がちよつと古い書き方でございます、こゝういふ書き方にいたしておきますと、たとえば、大阪の支店長が金を貸すときに担保をとる。その登記を登記所に持つていくというふうなときに、業務の一部に關してというふうなことになつておるわけで、その登記をする仕事について権限を持つていくのかどうかはつきりしない、ある登記所ではそのまゝやつてくれるけれども、ある登記所では総裁の委任状を持つてこいというふうなことになるわけでありまして、そういうふうなこともあるわけでありまして、ほかの同種の各公庫法は最近書き方を統一いたしまして、ある従たる事務所、ある支店の業務に關しては、全部権限を持つという規定になつておるわけで、今回それを整備し、各関係の機関とそろえる意味におきまして、また今申しましたような理由で、支店については全部の権限を与えるというようにした方が、仕事のやり方の実地にも便利だという意味におきまして、「公庫の業務の一部」ということだけでは、本店の業務の一部ということもあつて、そこがはつきりしませんので、支店については一切の裁判上または裁判外行為をやるという規定に改正することにいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 ともかくお役所行政の弊を打破するように、対象は非常に金に困つておる人たちだということですから、その点を十分に念頭に置いて、権限の委譲にいたしましたも、ある一定の——これは申し上げるまでもないことですが、秩序だけは守つてい

くことは当然でありまして、ともかく大幅の権限委譲をして貸付の促進をはかつていく、そういうことに一つ御留意をお願いしたいと思つております。

なお先ほど長官が小林委員に答弁をしておられましたように、貸付の場合に直貸しより代理貸しというものが約八〇%程度ではなからうかと思つております。最近若干直貸しが上昇の傾向にあるようでありまして、依然として代理貸しだ。私もこの代理貸しの弊といふものを身近かに感じておるのでありますが、代理貸しを改めて、直貸しの方向に積極的に進めていくという考へ方は持つておられないのかどうか。

○小山(雄)政府委員 先ほど申し上げましたように、事柄の性質といたしましても、全部直貸しをするということにいたしたいわけでありまして、ただそれがためには、こゝういふ仕事になれた人を全部そろへ、また店舗を全部そろへるということが必要なかさういかなという実情でありますので、年々やれる一ぱいには支店を設け、人を充実にするということをやっておりますけれども、何分他の機関に比べまして、創立なお日が浅いというふうなことから、今年度で約八割、来年度は七割六分くらいというところで、毎年五%ずつくらいは代理貸しを減らして、直接貸しにしていくという努力を重ねておるような次第であります。できるだけ直接貸しをふやしていくという努力を、なお一そうやりたいと思つております。

○中村(重)委員 代理貸しを直貸しに改めていかなければならないという通産省のお考えのようでありまして、と

ころで代理貸しの短所といった点について考へておられる点をお聞かせ願いたい。

○小山(雄)政府委員 公庫は本来の目的からいまして、一般の市中金融機関では借りにくい中小業者に対して、長期の設備資金その他の長期の資金を貸していくというところであります。こゝに、国家の資金でありますので、こゝういふ業種には重点を置いて経済のこゝういふ面を伸ばしていこうというふうな、公庫としての業務、国の方針を受けた業務の融資方針というものがあつたわけでありまして、そういう方針は、簡単に申しますと中小企業の必要とこゝろに必要な金がいかにあることが、公庫の融資方針のねらいであるわけでありまして、こゝろが代理貸しですと、いろいろ指導しておりますけれども、必ずしも自分がやるようにはさういふ趣旨が生かされにくい場合がある。そういう点が代理貸しの一番いやなところでありまして、ただ一面からいいますと、公庫は預金業務をやっておりますので、平生から相手の企業がよくわかるという機会が少なくないわけでありまして、従つて公庫に直接申し込む人は、新しいお客さんという場合が相当多い。従つて調査等にも先ほどお話がございましたように、多少のひまがかかるといふ点もなきにしもあらずであります。代理貸しの場合には多く預金業務を通じて、あるいはその他の貸し出しを通じて取引関係にあるところに貸すということでありまして、こゝういふ点は代理貸しの多少便利な点じゃないかということでありまして、いづれにいたしましても代理貸しというよりも直接貸しが必要とこゝろに必要な金

が適時適切にいくことをねらいとし、直接貸しを逐次ふやして参りたいという努力をいたしております。

○中村(重)委員 御方針はまことにけっこうであります。その通りでなければなりません。ところが現実にはなかなかその通りにはなっていない。年々直貸しもふやしていくのだ。五〇程度ふやしていくのだ、こう言っております。ところがそういうわずかな年々五〇、現在昭和三十六年であります。それですら代理貸しはまだ八〇%だ、来年は七五%。公庫設置の根本精神、公共性、社会性ということを考えるならば、そういうような改め方ということでは、これは適当でないと思うのです。もっと積極的にふやしていかないと、これはほんとうの精神は生かされないのではないかと、このように考えます。なおまたただいま代理貸しの利点だと思つたその代理貸しの利点は即、端的にいうと私は弊害になっておると思つてます。そういう利点がほんとうに生かされていくという指導をおやりになっていない。そのように考えております。私は事実をもつてこういふことはどうなのだというのを指摘して申し上げてもよろしいのであります。時間が大へん長くなりますから、その点はいづれ適当な機会に事実をもつてこれを改めるように進言をしたい、このように考えております。なおまた代理貸しのことですが、代理貸しの地域には特殊の場合直貸しをおやりになることはできないのかどうか。

○小山(雄)政府委員 直貸しも代理貸しも区域というものはないわけでありまして、支店はそれぞれ担当の区域を持っておりまして、その区域に応じて

直貸しをやっていくわけでありまして、代理貸しはある銀行を代理店に選ぶということでありまして、直貸しと代理貸しが地域がダブっていいわけでありまして。

○中村(重)委員 地域としては直貸しと代理貸しはダブっていいのだとおっしゃる。ところが実際はなかなかそうはできないでしょう。具体的な例として申し上げなければピンときませんから一つの例を申し上げます。私の県の長崎県の対馬というところ、これは人口にいたしまして五、六万の人口を保持しております。ここに相互銀行がわづかに一行なのです。それでこの相互銀行一行が銀行自体の金融、それからその公庫の代理貸しあるいは国民金融公庫の代理取り扱い、一切をやっている。このことは私はさくばらんに申し上げますが、銀行がやはりいろいろなことと感情的になつたりするやうなことがある。そういう場合に、事業内容は案外いいのに、なかなか銀行へ行つても金を貸してもらえない。ほかの地域に行くといや対馬はどこぞの銀行の地域ですからと言つて、これまた相手にしてくれない。そういうことで非常に困つておるという大きな弊害がある。こういうことをどうお考えになりますか。

○小山(雄)政府委員 中小公庫はほかの金融機関に比べて、自分の店舗が少な過ぎる。代理店に相当する店舗が少なく、代り店におるつもりであります。代理店の数は六百七十六ありまして、その支店、代理店というものはある銀行と、こういうことであります。その銀行の支店等入れますと、代理業務を扱う店舗の数は五千余りあります。

そういうことで同種の機関に比べまして、相当代理店の手足を延ばしているつもりであります。ただ先ほど地域のことでもお話がありました。代理店が断わる、融資等についても相手にしないということが起こります。一つのは、代理店に資金のワケを一応振り当てるわけでありまして、これは全体の分量がきまつておるものから、その資金のワケも実情に応じて融通等はやつておりますけれども、資金のワケが少ないために、なかなか融資相談等に乗ることを決つて、それは本店に行つてくれ、直接貸しに行つてくれというやうな場合がある。これはあるのかと思つて、資金の需要と資金のワケの代理店に対する配分というものは、それぞれの情勢において極力実情に合うやうにやるように指導をやつておるわけでありまして、今後ともそういう点はなお気を付けてまして、実情に即した点に直ちに直していくことにいたしたいと思つております。

○中村(重)委員 資金のワケの問題ではないのです。代理貸しの大きな弊害の一つだと私は見ております。ですから支店、出張所等をお聞きになる場合に、一つの県に幾つも支店、出張所を置かれるというものは無理であります。しかしながら地域の人が非常に困つておるところ、一般の全国銀行であるとか、その他民間金融機関でもなかなか預金の吸収率であるとか何とかいうことで、相当借り入れ希望がありまして、銀行のベースに乗らないというところから、そういう方面に出ることを好まないことがあるわけですね。そういう点、人口の密度であるとかいふような点を考慮して、政府関係の金融機関が適当な方策を講ずることが私は行き方としては妥当だと思つて。そういうことを今後積極的に調査をやつて、実情に即するやうに乗り出していかれる意思があるかどうか。

それから先ほど地域としてはダブつてもいいのだとおっしゃいましたが、その地域の人が直接貸し申し出をしたときに、それに積極的に応ぜられる考えがあると確信していいかどうか、その点を伺います。

○小山(雄)政府委員 仰せの通り中小企業金融に対して、いろいろな関係から市中金融機関はある地域には出さぬとか、そのところはいろいろな関係からあまり商売上得意じゃないから仕事はしないというやうなことがありとすれば、その旨点にこそ政府金融機関が手を差し伸べるやうな努力をしなければならぬ。先ほど申し上げましたやうに、支店、出張所を一時にふやすことはいろいろな関係で無理なわけで、逐次努力をいたしておりますが、現在でも支店等の設置の要望は非常にたまつておるわけでありまして、なるべく急ぐところからふやしているわけでありまして、今申されたやうな場所ありとすれば、いきなり支店というわけにもいきませんが、出張所程度のものでも、そういう穴のあいたところを積極的に調査し、穴を埋める意味の増設をやっていくという努力はいたしたいと思つております。

大いに来ていたいて、来ていただけない人のために代理貸しをやっているわけでありまして、代理貸しの方でなく本店、支店の方へ来られる方は、もちろん喜んで相談に乗ることは現在もやっております。今後ともやっております。

○中村(重)委員 質問をずっと進めて参ります。

またもとに戻りまして理事のことに付いて伺います。現在理事が四名ですね。今度二名、この二名の理事は大体予定をしておられるのではないかと申すのです。どういふ方面からか、それがわかつておりましたらお知らせ願いたい。なお四名の理事は、どういふところから来ておられる人であるか、出身別を一つお聞かせ願いたい。

○小山(雄)政府委員 増員いたします二名の理事につきましては、具体的な人選等はまだ予定いたしておりません。ただ先ほど申しましたやうに、情勢等を見まして——これは総裁が主務大臣の承認を受けて任命するという建前になっておまして、まだ予定いたしておりませんが、いろいろな関係から経歴その他からいって、一人は少なくとも職員の中から上がるだろうと考へられる人が一人いるわけですね。あと一人は全然白紙でございます。

なお現在の理事の経歴を申し上げますと、一人の理事は通産省の出身の人であります。総務、給与その他の総務関係の仕事をしております。一人の理事は商工中金でずっと育つた人でありまして、業務融資、代理貸付のことを担当しております。それから三番目の理事は日銀出身の方であります。

理、監査、庶務その他を担当しております。第四番目の人は興銀出身の人であります。審査、調査を担当しております。

○中村(重)委員 あとの二名がまだき

まっていなくて、この際、中小企業対策を抜本的に改めていくという考えから、これは通産大臣に申し上げたいのでありますが、一つは、さすにやうな拍手を、議事から受けられるような人選をおやりになっていただきたいと思うのであります。先ほど小林委員も指摘しておりましたように、全く官庁の人事のやりくりのほけ口を、こういうところに見出して、こういう考え方が確かにあります。そういう点だけは通産大臣の権限の範囲においてはやらぬというくらい、この際役所の弊を打破するといふような考え方で取り組んでいただきたい。もちろん二名に決定をいたしました場合のあとのご意見ですが、こういう場合の人選は十分御留意を願いたいと思つております。

また代理貸しの問題に戻りますが、代理貸しと直貸しとの計数関係、手数料とか、公庫の収支の関係、そういうものはどう違つて参りますか。

○小山(雄)政府委員 本年度と来年度、三十五年度と三十六年度の代理貸しと直貸しの計数を申上げますと、三十五年度の見込み、もうちょっと残つておりますが、その見込みから言いますと、直貸しが百六十九億、代理貸しが五百九十億、こういう割合であります。来年度の計画は直貸しが二百二十億、代理貸しが六百十億、こういう割合であります。直貸しの率

が少し上がっております。直貸しの率

方は直接自分の計算において貸すわけでありまして、九分の利子を取りまして、その実利利息が公庫の経費に回る、あるいは益を出すかどうか、こういう問題になるわけです。直貸しの方はそういうことです。代理貸しにつきましては、代理店に手数料を払いま

す。そのかわり事故が起きましたときには、代理店に責任をある程度持つてもらいます。この代理店の手数料

は、三百万円以上のものは二五%、三百万円以下のものは二九%、これは実収利息に対する率であります。それが代理店に払つておられるわけでありまして、従つて九分で貸しますうちから代理店の手数料をそれだけ取られて、その残りが公庫の利息収入になる、こういう関係になります。ただ、今の収益関係が代理貸しと直貸しがどうなつておるかと言われましたが、これは分けて計算はしてないわけでありまして、これは事故等があった場合に補償責任の関係等がありますので、その関係は計算が詳細にはできていないと思つて、そのうへに建前になっておられて、要するに平生の業務としては直貸しは利息分はまるまる公庫の収入になるが、代理貸しはそれだけ手数料を払う、そのかわり責任をとる、こういう関係になっております。

○中村(重)委員 その代理貸しの事故があった場合には補償しなければならぬということですが、昨三十五年度の事故による代理取り扱ひ銀行の補償と、それからいろいろ手数料を払う、そういう関係の資料を一つ御提出願いたいと思つております。

なお、代理貸しの場合に、全国銀行と民間中小企業専門金融機関との取り扱ひ口数並びに融資額、これを一つお示し願いたいと思つております。

○小山(雄)政府委員 先に申されました方の点は資料を作ります。

それから今の代理店の銀行、金庫、その他別の金額は、今手元に資料がございませんで、これもあとで資料に

して出したいと思つておりますが、先ほど申しましたように、六百七十六の代理店を持つております。そのうち、都市銀行、地方銀行合わせて全国銀行が八十六、相互銀行が七十一、信用金庫が四百四十八、信用組合六十九、それから商工中金と農林中金、これだけで六百七十六の代理店を持つております。このそれぞれの銀行種別の割合といふんです。代理貸しの実績といふものは資料にして提出いたします。

○中村(重)委員 全国銀行の中小企業に對しての貸し出しの額、それから中小企業専門の金融機関の中小企業に對する貸し出しの金額——これは公庫でありますよ、一般の貸付であります。それはわかつておりますか。

○小山(雄)政府委員 昨年十二月末で申しますと、全部の金融機関——銀行も政府機関も全部集めました金融機関の貸し出し残高は、十兆三千三百億程度になっております。そのうち中小企業向けの貸し出しは四兆七千九百億、パーセントにして四六・四%といふことになっております。このパーセントは例年ずっと見ておられますと、少しづつ上がつてきておられることと

あります。約四割六分のものが中小企業向けであります。この中小企業向けの中で、各機関の分担構成といふんです、それを申し上げますと、全国銀行、都市銀行、地方銀行、長期信用銀

行、みんな合わせまして、これが中小企業向けのうちの五三・六%という程度になっております。それから政府機関の中小企業金融機関、商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫、これらを合わせまして九・五%、それから民間の中小企業専門といふんです、相互銀行、信用金庫、信用組合、そういう金融機関の分担が三六・九%であります。従つて、全国銀行五三・六%と、政府機関と民間機関を足した中小企業関係と考えられます金融機関の担当が、合わせまして四六・四%ということになっております。

○中村(重)委員 私の調べております統計と、若干違つておるようでありまして、私がなぜこういう質問をするかといふんです、全国銀行は大企業に對する融資が大幅に伸びておられるけれども、中小企業に對しては伸び悩んだといふことなんです。ところが、中小企業専門金融機関といふのは、ほとんど中小企業に對する融資だ、ところが公庫の取り扱ひは、全国銀行と中小企業関係の専門金融機関とは、大体パーセントは同じ程度だといふことに私の調べた資料ではなつておるのであります。そうなりますと、これは私は不合理だと思つております。全国銀行が大企業向けの融資が多ければ、やはり公庫の取り扱ひのワケも、これは中小企業専門金融機関を中心として、大企業が中心として、特に代理店の方の要望、それが大きくふえるといふようなときには、こういうことがあつたらぬ、それだけ中小企業の金融といふものを圧迫するといふ形に、實際問題としてならうかと私は思つております。そういう点はどうお考えになりますか。

○小山(雄)政府委員 仰せの通りであります。都市銀行は、大体例年の推移を見ておられますと、中小企業向けの金融が減つておられます。大企業の方は金額的にふえておられます。ただ地方銀行は、その割合がふえてもありませんで、大体横すべりになつておられます。そして中小企業向けの金融は、市中銀行の中では、従来から分量的には、都市銀行よりは地方銀行が圧倒的に多いわけでありまして、地方銀行は、全体の割合からいいますと、大体横ばいといふことではあります。従つて、今仰せの事柄は、都市銀行では確かにそういう傾向はございまして、地方銀行の方が分量が多いわけでありまして、それを總体的に考えますと、必ずしも銀行の融資がだんだん大企業の方に多くなつて、中小企業を圧迫して、その補いを政府機関の方でやらなければならぬ、これはないか——全般的には政府機関の資金を年々ふやして参つておられるわけでありまして、おっしゃるやうな、極端にそういう現象が出るという形に、銀行の方の中小企業向けは、必ずしもなつていない、こう考えます。

○中村(重)委員 もっと公庫の社会性

○中村(重)委員 代理貸しの場合、ワケの決定はどういう基準でおやりになつておられるのですか。

○小山(雄)政府委員 たくさんの代理店があるわけでありまして、大体が実績を中心として、特に代理店の方の要望、それが大きくふえるといふようなときには、こういうことがあつたらぬ、それだけ中小企業の金融といふものを圧迫するといふ形に、實際問題としてならうかと私は思つております。そういう点はどうお考えになりますか。

○中村(重)委員 もっと公庫の社会性

てあると言えなかつたか。今後この法律にのっとつての運用について、どのような気持を持っているか。これは通産大臣に聞きたいと思ひます。言うならば、一般市中銀行及び相互銀行は、政府資金をもつて自分たちの商売をしている、そういうことなのである。しかもそれに対し政府機関の保険までつけてある。中小企業金融公庫は金融ベースに乗りがたい零細企業のための金融機関でなくて、金融機関のための金融機関であると言わざるを得ないと思ふ。今読み上げました法律等の関係において、実際の運営を今後どういうように法律の上で持っていくかについて、大臣の答弁を求めます。

○推名国務大臣 中小企業の金融機関としての純粹な立場をとるためには、代理貸しよりも直貸しがよいにきまつております。ただ、実際にこれを運用する上において、なかなか手が回りかねると申しますか、必要な個所にすべて支店、出張所を設けることができないというような関係から、きよな状況になつておるのでございます。しかし、先ほど来長官が申し上げたように、できるだけそれをスピード・アップし

まして、そして直接貸しを多くすると考
えております。しかし、普通の金融機
関が相手にしにくいようなものに相当
力を入れるのだという問題であります
が、これは自分のところでまゐります
うもお相手できない、保証協会あるい
は金融公庫の資金がうしろにあって、
初めて融資し得るのだというようなも
の、相当にあるのではないかと思ひ
ます。しかし、これは代理貸しの直接
の担当者の頭の置きどころいかんにも

よることと思ひますが、すべてそういう方面が七五%によつてふさがれていくというところはないと思ひます。そういうような傾向になりがちだと思ひます。そのことがはつきり指摘できると思ひますが、いかがですか。この法律目的、業務から言つて、今のやり方でいいと思ひますか。そんなら法律を変えなさいよ。原則と特例とあべこべにしないさい。

○田中(武)委員 だんだんとふやしていく、こうして三十六年度の目標といふますか、予定を言われたのが大体七五%、二五%です。六一五と二二〇でしょう。大体七〇%ちょっとと二〇%ちょっとくらいだと思ひます。振り合ひは、この法律は昭和二十八年にできたのです。昭和二十八年にできたときに、さびあたり機構が十分に確立せられていないから、その業務の一部を従来の金融機関に代行せしむるのだ、こういうことが代理貸しの精神でなかつたかと思ひます。ところが、今日、十年近く、八年もたつて、若干ふえてゐるかは知らないが、依然としてなお暫定的な措置がそのまゝとられてゐるというところ。その結果、せっかく作った中小企業のための金融機関が、先ほど言つたように、中小企業のための金融機関でなくなつて、金融機関のための金融機関になつてゐる。これははつきり言へる。第一条では、先ほど言つたように、一般金融機関では金融ベースに乗りがたいものに対して貸してやるというのである。ところが、この代理貸しの場合には、一般金融ベースに乗らないものは受け付けないといふこと、そのこと自体が第一条違反である。だから、先ほど来長官が答弁してゐることは本末転倒してゐる。特例

をもつて原則とし、原則が特例になつてゐるということである。そこに法に對する忠実な機關運営がなされてゐない。そのことがはつきり指摘できると思ひますが、いかがですか。この法律目的、業務から言つて、今のやり方でいいと思ひますか。そんなら法律を変えなさいよ。原則と特例とあべこべにしないさい。

○小山(雄)政府委員 御指摘の法律一条の趣旨、それから十九条、二十条にあります。公庫が金融機関に対して業務の一部を委託するという意味、御指摘の通りであります。ただ、代理貸しをやります場合には、これはあまり好ましくないけれども、だんだんにふやすので、代理貸しを一本になくするわけにいかぬという意味の代理貸しをやります場合に、これも金融ベースに乗るものしか代理貸しは貸さぬというわけではないわけでありまして。代理店もこれは自分の金ではない。多少損率率といふますか、事故の起こつた場合の負担といふこともありますけれども、この事故率といふものを総平均してみますと、代理店手数料との見合ひにおきまして、自分の金を融資するのとは違つて、いわゆる公庫の金を融資するわけでありまして、法律の第一条にありますが一般の金融機関で融資することが困難とするという資金の融資に当たるとはならないかと思ひます。これは、なお業務の一部をやるという趣旨は、さしあたり創立早々だから、そういうことをやる趣旨ではないかといふことで、まさに一般的にはそうでありまして、実は二十八年に始めまして三十年までは全部代理貸しだったわけでございます。三十年になつて初めて直

接貸しを一部やる手だてといひますか、人その他の手だてができた、それを三十年から五年間にわたつてだんだん広げてきたといふことでありまして、これは先ほど来申しましたように人の關係、店舗の關係等で、急速にはどうしても參らない性質のものでありまして、極力事情の許します限りふやして、これは予算的に見ましても代理店貸しを減らして、代理店手数料を払わなくてもいい金でもって支店を増設するといふことが、むしろ大蔵省的に見ましても安上がりだといふ見方もできるわけでありまして。そういう意味の予算的な制約というふうなものもないわけでありまして、できるだけ人をそろえる段取りさへつく程度の方やし方は年々やつて参りたい。ただ金額的な分量からいいますと、割合が五%ずつくらいしかふえてないといふことが言へますけれども、人的な割合からいいますと、相当思い切つてふやしてゐるつもりでおるわけでありまして。なお一そう努力したいと思ひます。

○田中(武)委員 長官、ほんとに一般市中銀行なり金融機関が、あなたが言つてゐるような金融ベースに乗りがたいもの、これに対して中小企業金融公庫の資金を代理貸しの形式で貸しておると思ひますか。実際はやつてないのですよ。自分のところの取引のあるお得意さんに政府の資金を使って貸しておる。相互銀行のごときはそれにしてお歩み、阿建といつたような制度をとつて、おのれがもうけておる。はつきりしておるわけですが。中小企業金融公庫は中小企業者の金融のためでなく、金融機関のためであると言つても過言でないわけなんです。しかも御丁

寧に、それに対して政府の機關で政府の金で保険までつけてやる、こういうわけなんです。金融機関は絶対損しませんが、一体中小企業金融公庫をどういうわけで作つたのかといふ、その設置のときの状況を、もう一ぺん考えてもらいたいと思ひます。そしてまた、私が今ここであなたに要求したいといふことは、関連質問ですからこの点はこれ以上は申しませんが、あすまでに――あすまでにいふますか、この法案が通過するまでに、原則と特例、すなわち現在では七五%が代理貸しであり、直貸しが二五%程度である。これを將來どのように持つていくか、それは全然代理貸しをゼロにすることはできない。少なくとも法律の建前からいへば、その比率は逆になるべきじゃないかと思ひます。直貸しが少なくとも七〇%、八〇%であつて、代理貸しの方が少ないのがほんとうなんです。ここ何年間において、そういうような方向に持つていこうとするのか、それは三年でも五年でもけつこうです。一応このパーセンテージを逆になるような、あるいは少なくとも半々以上にすることはいつまでかかるか、一つ計画表といひますか、予定表を、中小企業金融公庫ともきょう中に相談して、あした出して下さい。関連ですから終わります。

○小山(雄)政府委員 大蔵省等の予算あるいは財政投融資の見直しとも関係いたしますから、はつきりした、こまかい数字的なものができるかどうかわかりませんが、大体のめどで何年くらいでこの程度に持つていきたいといふ見通しは申し上げます。

い。こういう目標で何年、こういうふうにして、この比率を変えていくのだといふので、少なくともこの法律の精神にのつたところを持つていくのには、何年がかりでやるかといふ努力目標でけつこうですか……。

○中村(憲)委員 だいたい田中理事が質問しましたように、確かに相互銀行だけでなく、金融機関が歩みそれから阿建といふ形をとつておることは事実なんです。これはもうゆゆしき問題だと思ひます。こういう事実を是正させるように措置されるかどうか。

○権名(憲)大臣 歩み制度は、一般金融機関にあつてもよくないことではない。まして、大蔵省の金融機関監督の一つの指標でもございまして。中小企業にこういつたようなことが行なわれることは、これはもうもつてのほかでございます。ですから、かような点は極力是正するようにいたします。

○中村(憲)委員 なお、この融資等の担保等をとつておるわけですね。ですから担保と事業内容といふものと、融資の際にどちらに重点を置かれるか。

○小山(雄)政府委員 中小公庫は、その目的から言ひまして融資し得る業種の等々をきめておられます。結局中小企業の合理化に役立つようなものに貸すのだという建前をとつておられます。奢侈的、遊樂的なところには貸さぬとか、いろいろ原則を立てて、中小企業振興のために貸す。一口に言ひますと、そういう建前になつておられます。金を貸すという場合に、もちろん独立採算でやつておるわけでございますから、明らかに企業の収益性といひますか、そ

ういうものの見込みが立たないものに貸すということはできません。また同じく独立採算でやっておる金融の原則から言いますと、担保力の非常に欠けたものに貸すというわけにもいきません。この両者はいずれも金融を実行いたします際には重点的に考えますが、もちろん担保の問題は小口の融資等になりますと、担保を免除するとかいろいろの制度がありまして、今どちらが重点かと言われますと、そのことがありますので、なかなか比較はしにくいわけでありまして、どちらかと言いますと、事業の見込みというものを重点に置いて、担保は場合によっては免除したり軽減したりするという意味におきましては、前者、事業の見込みを重く見る、こういうことが言えるかと思えます。

○中村(重)委員 物件担保の評価基準というものはどこにありますか。

○小山(雄)政府委員 私もちよっとよく詳しくは存じませんが、担保はそのときの値打というものが担保力になるわけでありまして、普通金融機関が見ますときには、機械だとか建物だとか土地だとか、いろいろ物によりまして、ある程度の掛目というものを考えまして、土地だと何割に見るといいうようなことをやっておるようでございます。ある程度掛目を確實に見てというのが、金融の常識でございます。

○中村(重)委員 私が申し上げるのは、ともかく担保は、たとえば不動産の場合ですと固定資産税の評価であるとか、いろいろなことが評価になっておるのだらうと思うのであります。担保の評価が厳し過ぎて、もう田中委員が指摘されましたように、実資金に

困っているという人たちは借り入れができないのです。もう担保を遊ばしておるといふような人たちは、金は大して困っていない人たちなんです。困っている人たちが借りられないということは、その担保の評価というものが厳し過ぎる、形式主義になり過ぎる、そういう点があるうと思えます。その弊は代理貸しの場合に、特にはなほだしいと思うのであります。その点は一十分注意をされて、先ほど長官が答弁されましたように、この公庫の設立の精神、趣旨に十分沿っていくように御留意をお願いしたいと思います。

委員長から休憩するという御注意がありましたので、一応この問題はこれで終わります。

○中川委員長 暫時休憩いたします。本会議散会後、再開の予定でございます。

午後零時二十二分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」